

病院事業職員の懲戒処分について

令和6年7月31日で次のとおり懲戒処分を行いました。

記

- 1 被処分者 市民病院 看護師（暫定再任用職員）
- 2 処分理由 暴力行為事案
- 3 処分内容 減給10分の1 6か月
- 4 処分概要 被処分者は、令和6年7月10日市民病院内において、業務上の不備を同僚看護師に指摘されたことに立腹し、相手方の左背中を殴打した事案である。このことは職場内の秩序を乱す行為であるとともに、本市職員全体の信用と名誉を著しく傷つけるものである。
よって、令和6年7月31日付をもって減給10分の1、6か月の懲戒処分とした。

【高原秀典 病院事業管理者のコメント】

本事案は公務員の信頼を失墜させるものであり、生命を守る病院職員として決してあってはならない行為であり、心よりお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、職員に対し、職務の内外を問わず公務員としての自覚を促すとともに、より一層、服務規律の徹底と綱紀肅正を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。